違反対象物の

公表制度のご案内

**違反対象物の公表制度とは**

揖斐消防管内にある建物を利用しようとする者が、その建物の防火安全性に関する情報を入手し、建物の利用の判断ができるよう、消防署が把握した「重大な消防法令違反」を公表する制度です。

**公表の対象となる建物は**

飲食店・百貨店・ホテル等の不特定多数の方が利用される建物や病院・特別養護老人ホーム等の避難が困難な方が利用する建物です。

**重大な消防法令違反とは**

屋内消火栓設備・スプリンクラー設備・自動火災報知設備が設置されていないもの

**公表内容は**

揖斐郡消防組合のホームページに、対象物の名称・所在地・違反の内容等を掲載します。

**公表までの流れ**

（違反の覚知）

**立入検査の実施**

（検査結果通知書の交付）

**立入検査結果の通知**

（公表通知書の交付）

**公表する旨を通知**

**公表**

**立入検査結果通知書の交付から１４日を経過しても、なお公表の対象となる違反が改善されない場合。**

**施行日（揖斐郡火災予防条例）**

平成３１年４月１日



建物関係者の方々へ

あなたが所有（管理、占有）する建物で次のようなことを行う場合、新たに消防用設備等の設置が必要となることがありますので、事前に消防本部予防課までご相談下さい。

・飲食店、物品販売店、福祉施設などの新規入居

・増築、改築、隣接建物との接続工事

・窓や扉などの開口部の閉鎖工事

リンク

※　[揖斐消防作成リーフレット](http://www.fd-ibi.jp/kouhyouleaf.pdf)

※　[重大な消防法令違反の建物を公表する違反対象物の公表制度のご案内](http://www.fdma.go.jp/publication/index.html#gaiyo)

（総務省消防庁）